

「平均的な損害」について

令和3年6月18日

消費者庁

目次

1. 「平均的な損害」の考慮要素 …P. 3
2. 「平均的な損害」の説明義務 …P. 15
3. 立証責任の負担を軽減する
特則の導入 …P. 21

1. 「平均的な損害」の考慮要素

1-1「平均的な損害」における逸失利益の判断基準

3月26日第15回検討会での提案

3-① 平均的な損害の考慮要素(1)

提案

「平均的な損害」に逸失利益が含まれる場合、含まれない場合の判断基準を定める。



3-① 平均的な損害の考慮要素(1)

検討の方向性について

提案について賛成する意見と反対する意見があった。法制化するかどうかも含めて更に検討を行う。

<検討事項に関する主な意見>

- 逸失利益は信頼利益と履行利益のどちらにも属しうるものであり、概念を整理する必要があるのではないか。
- 原状回復を超える部分は逸失利益といえるのか。
- 商品・サービスごとに逸失利益の捉え方は異なり、判断基準を定めるよりは個別具体的に検討する方が良いのではないか。
- 平均的な損害については、逸失利益の有無以外も検討する必要があるのではないか。

※資料1:15頁及び16頁から抜粋

1-1「平均的な損害」における逸失利益の判断基準

検討事項

「平均的な損害」に逸失利益が含まれる場合、含まれない場合の判断基準を消費者契約法に定めるべきか。

<関係する主な意見>

- 逸失利益の判断基準を含む「平均的な損害」について整理することは賛成だが、契約の代替可能性だけで判断できないのではないか。
- 原状回復を超える部分を逸失利益と考えることもでき、様々な逸失利益の概念の捉え方がなされている可能性がある。
- そもそも、契約のために通常支出する費用と逸失利益の線引きも難しいのではないか。
- 商品・サービスは多種多様であり、裁判例となった事案だけで逸失利益を含めることの是非等を議論すべきではない。各事業者で状況が違うことを考えると、標準的な基準を本当に規定することができるのか。
- 業種・事業者ごとに考え方が異なる部分もあると思われ、指針やガイドラインによって明確化していくことが重要ではないか。

1-1「平均的な損害」における逸失利益の判断基準

提 案

「平均的な損害」に逸失利益が含まれるか否かも視野に入れて、商品・サービスや業種ごとに「平均的な損害」の考え方を検討し、随時示していくこととしてはどうか。

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

3月26日第15回検討会での提案

3-① 平均的な損害の考慮要素(2)

提案

「平均的な損害」を検討する際の考慮要素を整理する。

17



3-① 平均的な損害の考慮要素(2)

検討の方向性について

提案について異論は見られなかったところであり、具体的な考慮要素の内容等の詳細について更に検討を行う。

<検討事項に関する主な意見>

- 「契約の代替可能性」は考慮要素となり得るが、「費用の回収可能性」などの要素も「平均的な損害」の算定に影響を与えるのではないかと。他にどのような考慮要素があるか考えて整理する必要があるのではないかと。
- 考慮要素をすべて消費者契約法に定めることは難しく、逐条解説等に業界別・状況別の考慮要素を記載する方向性も視野に入れては。

18

※資料1:17頁及び18頁から抜粋

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

検討事項

- ① 「平均的な損害」を算定する際の考慮要素として何が考えられるか。
契約の代替可能性、契約の性質、解除の時期、解除の事由・事情、費用の回収可能性などが考えられるのではないか。
- ② 上記①の考慮要素にそって、「平均的な損害」を算定する際の基準として何が考えられるか。
履行利益・信託利益、逸失利益、損益相殺が考えられるのではないか。

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

検討事項①

「平均的な損害」を算定する際の考慮要素として何が考えられるか。

契約の代替可能性、契約の性質、解除の時期、解除の事由・事情、費用の回収可能性などが考えられるのではないか。

<関係する主な意見>

- 「平均的な損害」の考慮要素として、契約の代替可能性、契約の性質、解除の時期、解除の事由・事情が考えられるのではないか。
- 契約の代替可能性は様々な要因が考えられるが、解除の時期は客観的に評価できる基準として機能するのではないか。
- 費用を回収できた場合には損害が発生していないことになると思われる。費用の回収可能性も考慮する必要があるのではないか。

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

【裁判例】

判決年月日等	事案の概要	判示内容
平成14年3月25日 東京地判 平14(レ) 12号	◆飲食店を営む被控訴人が、当該飲食店において30名ないし40名でパーティーを実施するとの予約を解約した控訴人に対し、予約の際承諾した解約時の営業保証料(一人当たり5229円)の40人分である20万9160円の支払を請求したところ、予約人数が30名であったとした上、一人当たり5229円の営業保証料の請求は権利濫用に当たらないとして、30名分の営業保証料合計15万6870円について請求を認容した原判決に対し控訴人が控訴した事案	◆消費者契約法九条一号にいうところの「平均的な損害」の意義であるが、これについては、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額について、契約の種類ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、 <u>解除の事由、時期の他、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情</u> に照らし、判断するのが相当である。
平成15年3月26日 さ いたま地判 平14 (ワ)2347号	◆LPガス販売業者である原告が、原告と被告との間で締結されたLPガス販売契約に係る特約に基づき、被告に対し、同契約の解約に伴う約定違約金8万8000円及びこれに対する解約日の翌日である平成14年8月21日から支払済みまで商事法定利率による遅延損害金の支払を求めた事案	◆ガス切り替え工事のために一定の工事費用や通信費等の事務費用等がかかることは想定されるが、いずれも高額なものではなく、 <u>本件契約が締結されてから解約まで約5か月経過し、原告はガス料金により一定限度これら費用を回収していると考えられること等</u> に照らすと、平均的な損害額について原告から具体的な主張立証がない以上、本件において「平均的な損害」やそれを超える部分を認定することは相当でないというべきである。 よって、原告の本件違約金条項に基づく本件違約金等請求は全部理由がない。

(※下線及び太字は当庁が追加)

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

【裁判例】

判決年月日等	事案の概要	判示内容
平成17年4月22日 大阪高裁 平16(ネ) 1083号	◆原告が被告大学に対して、一旦納入した学納金の返還を求めるいわゆる学納金返還訴訟の事案	◆平均的な損害とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、 <u>解除の事由、時期、当該契約の性質及び特殊性、逸失利益、準備費用、利益率、契約の代替可能性、変更ないし転用可能性等の諸事情</u> に照らし、判断するのが相当と考えられる。
平成23年11月17日 東京地裁 平23(レ) 26号	◆権利能力なき社団である控訴人が、被控訴人経営の旅館の宿泊予約を取り消した際に被控訴人に支払った取消料について、被控訴人には上記取消料を受領する法律上の原因がない旨主張して、不当利得返還請求をしたところ、請求が棄却されたことから、控訴した事案	◆「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害額であり、具体的には、 <u>当該解除の事由、時期に従い、当該事業者に生ずべき損害の内容、損害回避の可能性等に照らして判断すべきものと解する</u>

(※下線及び太字は当庁が追加)

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

【裁判例】

判決年月日等	事案の概要	判示内容
平成24年7月19日 京都地裁 平22(ワ) 2497号・平23(ワ)917 号・平24(ワ)555号	◆適格消費者団体である原告が、被告に対し、携帯電話を利用する通信サービス契約締結時に現に使用等している、2年間の定期契約を契約期間途中で解約する際に解約金を支払う旨定める契約条項は、消費者契約法9条1号及び10条により無効であると主張して、同定期契約を締結する際、同解約金条項を内容とする意思表示をすることの差止め等を求めた事案	◆民法の規定により債務不履行に基づく損害賠償請求をする際、当該債務不履行に起因して債権者が支出を免れた費用等がある場合には、その額を控除して賠償額を算定することとされている。したがって、法9条1号における平均的損害の算定にあたっては、 <u>解約に伴い事業者が支出を免れた費用を解約に伴う逸失利益から控除すべき</u> である。
平成28年12月9日 京都地裁 平成27年 (ワ)第1443号	◆適格消費者団体である原告が、電気通信事業等を目的とする事業者である被告に対し、被告のインターネット接続サービスに関する契約の約款中にある、有料利用開始日から起算して2年の最低利用期間を定め、その期間内に消費者が本件インターネット契約を解約したときは、2年の残余期間分にかかる利用料金全額を一括して支払う旨の条項が法9条1号及び10条により無効であるとして、本件解約料条項を含む本件約款を用いた意思表示をすることの差止め等を求めた事案	◆そもそも初期工事費用は、契約者による解約の有無にかかわらず、 <u>既に発生している費用</u> である。事業者である被告からすれば、経済的には <u>契約者からの利用料徴収によって回収を図るべき初期投資でこそあれ、法的には「解約に伴い」被告に生じる費用ではない</u> のであるから、この一事をもって、「解約に伴い」被告に生ずべき平均的な損害の算定上反映させることはできない

(※下線及び太字は当庁が追加)

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

検討事項②

上記①の考慮要素に従って、「平均的な損害」を算定する際の基準として何が考えられるか。

履行利益・信頼利益、逸失利益、損益相殺が考えられるのではないか。

<関係する主な意見>

- 解除の時期や代替取引の可能性は密接に関連しているが、どのようにキャンセル料に影響するのか整理すべきではないか。
- 損害概念は、一般損害賠償法の文脈では、賠償が認められる最大限度を画する機能を持っている。加えて、一般的には過失相殺、損益相殺の形の場合によっては減額され、実際に請求できる金額が決まる。「平均的な損害」はどちらを問題にしているのか整理が必要ではないか。
- 民法415条損賠賠償の範囲を離れて、商品・サービスの対価から逸失利益を区別して議論し、平均的な損害の額に逸失利益を含めることの是非や、当該利益の回復などについて議論すべきではないのではないか。

1-2 「平均的な損害」の考慮要素の整理

提 案

- ① 「平均的な損害」を算定する際の主要な考慮要素を法第9条第1号に列挙してはどうか。
- ② 「平均的な損害」を算定する際の考慮要素及びそれらに従って「平均的な損害」を算定する際の種々の算定基準について、商品・サービスや業種ごとに「平均的な損害」の考え方を検討し、随時示していくこととしてはどうか。

2. 「平均的な損害」の説明義務

2 「平均的な損害」の説明義務

3月26日第15回検討会での提案

3-② 平均的な損害の説明義務

提案

以下のような説明義務を新たに設ける。

要件1: 事業者が消費者に対して違約金条項に基づき支払いを求める場合等において、

要件2: 当該消費者から「平均的な損害の額」の算定根拠等について説明を求められた際は、

効果: 事業者は「平均的な損害の額」における考慮要素、算定根拠の概要及び逸失利益が含まれる場合にはその理由を開示しなければならない。

19



3-② 平均的な損害の説明義務

検討の方向性について

提案について営業秘密に触れない範囲で一定の説明が事業者
に求められるという限度で賛成する意見が多数であった。事業者
に説明が求められる範囲や法的効果など、詳細について更に検
討を行う。

<検討事項に関する主な意見>

- 法的義務とするのであれば、違反時にどのような効果が生じるのかを慎重に検討する必要があるのではないか。
- 考慮要素等であれば営業秘密に触れずに情報開示できる場合もあれば、営業秘密を開示するに等しい場合もあるのではないか。
- 「平均的な損害の額」ではなく「解約料」の考慮要素等の説明とすべきではないか。
- 「平均的な損害の額」の説明は訴訟上において裁判所の訴訟指揮に委ねるべきではないか。

20

※資料1:19頁及び20頁から抜粋

2 「平均的な損害」の説明義務

検討事項

- ① 事業者が消費者に対して説明すべき内容は何か。
- ② 説明義務に違反した場合、どのような効果を考えるべきか。

2 「平均的な損害」の説明義務

検討事項①

事業者が消費者に対して説明すべき内容は何か。

＜関係する主な意見＞

- 詳細な逸失利益の額や費用の額は説明しなくてもよいのであれば、義務の内容を明確に表現する必要があるのではないか。
- 営業秘密を含んだ内容の説明にはかなり抵抗感がある。一律に大きな説明義務を課すと、小さな企業にとっては過重な負担となるため、できるだけ簡便なものにすべきではないか。また、すべての消費者が納得するように説明することは難しいのではないか。
- 少なくとも、説明の対象を「平均的な損害」の額の算定根拠ではなく、「解約料」の算定根拠とするとともに、「逸失利益が含まれる場合にはその理由」については説明すべき内容から除くべきではないか。
- 「解約料」の設定は経営戦略の問題ともつながり千差万別かもしれないが、「平均的な損害」をどのように判断したのかは別であり、切り分けて考える必要があるのではないか。
- 「平均的な損害」の額の算定根拠について、具体的な数字を出さない形であれば、営業秘密に触れずに、事業者にさほどの負担を強いることなく説明を求めることができるのではないか。

2 「平均的な損害」の説明義務

検討事項②

説明義務に違反した場合、どのような効果を考えるべきか。

<関係する主な意見>

- 制裁等や効果をどのようなものにするかは更に検討が必要である。
- 一定のサンクションが必要ではないか。民事的効果に結び付くような形であることが望ましい。
- 一律に大きな説明義務を課すと、小さな企業にとっては過重な負担となる。
- 努力義務とすることで、事業者の説明内容についての創意工夫を認める必要がある。
- サンクションをきつくしすぎないことで、営業秘密については出さない選択肢を事業者にも与えることも重要ではないか。

2 「平均的な損害」の説明義務

提 案

事業者が消費者に対して違約金条項に基づき支払いを求める場合等において、当該消費者から「平均的な損害」の額の算定根拠等について説明を求められた際の説明すべき内容を、事業者が定める解約料が「平均的な損害」の額を超えないこととし、これを、「平均的な損害」を算定した際の考慮要素及び算定基準等によって説明する努力義務の規定を設けてはどうか。

3. 立証責任の負担を軽減する 特則の導入

3-1 積極否認の特則の導入

4月2日第16回検討会での提案

3-③ 立証責任の負担を軽減する特則の導入(1)

提案

積極否認の特則を導入する。

要件1 : 訴訟上において、

要件2 : 消費者又は適格消費者団体が主張する「平均的な損害の額」を否認する場合は、

効果 : 事業者は自己の主張する「平均的な損害の額」とその算定根拠を明らかにしなければならない。

(消費者については、秘密保持義務又は秘密保持命令及び濫用防止規定を設ける。)

※検討事項

上記特則の利用主体を適格消費者団体に限定するべきか。

21



3-③ 立証責任の負担を軽減する特則の導入(1)

検討の方向性について

提案について賛成する意見が多数であった。特則を利用できる主体、違反時の効果など、詳細について更に検討を行う。

<検討事項に関する主な意見>

- 積極否認の特則違反について制裁がないことを考慮すれば、利用主体を適格消費者団体に限定せず一般的な規律として導入してはどうか。
- どの程度の説明が事業者に求められるのか、営業秘密の保護も踏まえつつ全体像を示す必要があるのではないか。
- 立証活動の負担を実質的に事業者から消費者に転換するようなものではないか。

22

※資料1:21頁及び22頁から抜粋

3-1 積極否認の特則の導入

検討事項

- ① 特則の利用主体は適格消費者団体に限定すべきか。消費者でも利用できるようにすべきか。
- ② 積極否認の特則に違反した場合の効果はどうすべきか。
- ③ 営業秘密の保護をどのように図るべきか。

3-1 積極否認の特則の導入

検討事項①

特則の利用主体は適格消費者団体に限定すべきか。消費者でも利用できるようにすべきか。

<関係する主な意見>

- 個人で訴訟を起こすケースもあるため、適格消費者団体に限定すべきではないのではないか。
- 秘密保護の実効性を確保する観点からすると、特則の利用主体を適格消費者団体に限定することが考えられるのではないか。
- 直接の制裁がない規律にするのであれば、適格消費者団体だけでなく消費者も利用できる一般的な規律として導入することが考えられるのではないか。

3-1 積極否認の特則の導入

検討事項②

積極否認の特則に違反した場合の効果はどうすべきか。

<関係する主な意見>

- 積極否認の特則による主張を事業者が行わない場合は自白をしたものとみなす、真実擬制をするなどの効果が必要である。
- 特許法では制裁規定が設けられていないが、それでも一定の効果があったことが報告されている。同じ規律を導入することにより裁判所の行動規範として機能していくのではないか。
- 直接の制裁がない規律にするのであれば、適格消費者団体だけでなく消費者も利用できる一般的な規律として導入することが考えられるのではないか。

3-1 積極否認の特則の導入

【特許法等の考え方】

特許法第104条の2(具体的態様の明示義務)

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものと主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

※商標法第39条、意匠法第41条には特許法第104条の2を準用する規定あり

著作権法第114条の2(具体的態様の明示義務)

著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したもの又は侵害の行為によって作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

不正競争防止法第6条(具体的態様の明示義務)

不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

3-1 積極否認の特則の導入

【特許法等の考え方】

工業所有権法(産業財産権法)逐条解説(第21版)349頁

前記のような積極否認が求められる場合であっても、営業秘密が含まれていたり、主張すべき理由が何もないようなとき等は、自己の行為の具体的態様を明らかにできない相当な理由があると考えられるため、本条の適用がない。なお、相当の理由があると認められないにもかかわらず、相手方が本条の規定に従った対応をしない場合についての制裁措置は設けられていないが、そのような不誠実な訴訟対応については、最終的には裁判官の心証に影響を与えることもあると考えられる。

【消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書】

同報告書37頁

この考え方(事務局注記:積極否認の特則)は、義務違反に対する制裁規定までは規定しない事実上の効果を予定したものであること、営業秘密の保護に配慮し、「相当の理由」がある場合には事業者は算定根拠を明らかにすることを拒むことができることを想定している

3-1 積極否認の特則の導入

検討事項③

営業秘密の保護をどのように図るべきか。

<関係する主な意見>

- 秘密保護の実効性を確保する観点からすると、特則の利用主体を適格消費者団体に限定することが考えられるのではないか。
- 特許法等と同じく「相当の理由」が存在すれば算定根拠等を明らかにすることを免れる規律を導入し、営業秘密に該当する場合には事業者が算定根拠等を明らかにする必要がないようにすべきではないか。
- 消費者が特則を利用した場合に適用される一般的な秘密保持義務や秘密保持命令を導入することが考えられるのではないか。
- 適格消費者団体に課されている秘密保持義務は、訴訟上の秘密保持義務とは異なるものであり、特則の導入にあたっては見直しが必要ではないか。

3-1 積極否認の特則の導入

提 案

特許法第104条の2等を参考にして、「平均的な損害」の額を超える解約料条項の効力に係る訴訟において、消費者又は適格消費者団体が主張する「平均的な損害」の額を否認するときは、事業者は、自己の主張する「平均的な損害」の額とその算定根拠を明らかにしなければならないこととし、ただし、事業者において明らかにすることができない相当な理由があるときは、この限りでないこととする規定を設けてはどうか。

3-2 文書提出命令の特則の導入

4月2日第16回検討会での提案

3-③ 立証責任の負担を軽減する特則の導入(2)

提案

文書提出命令の特則を導入する。

- 要件1 : 訴訟上において、
要件2 : 消費者又は適格消費者団体から申立てがあったときは、

効果 : 裁判所は事業者に対して、「平均的な損害の額」の立証に必要な書類の提出を命じることができる。

(消費者については、秘密保持義務又は秘密保持命令及び濫用防止規定を設ける。)

※検討事項

上記特則の利用主体を適格消費者団体に限定するべきか。

23



3-③ 立証責任の負担を軽減する特則の導入(2)

検討の方向性について

提案について賛成する意見と反対する意見があった。法制化するかどうかも含めて更に検討を行う。

<検討事項に関する主な意見>

- 文書については、部分的に説明すべきところだけ抜き出すのは難しく、説明が求められる積極否認の特則とは異なる面があるのではないか。
- 文書を訴訟追行以外の目的で利用できないようにするなど営業秘密の保護を強化する必要があるのではないか。
- 「平均的な損害の額」の立証については高い専門性が求められると思われ、専門家以外が見ても分からないのではないか。
- 説明だけでは事業者の主張が正しいのか検証することができないため、資料を出す規律を合わせて導入する必要があるのではないか。

24

※資料1:23頁及び24頁から抜粋

3-2 文書提出命令の特則の導入

検討事項

- ① 文書提出命令の特則を導入すべきか。
- ② どのような営業秘密の保護制度を設ければ文書を開示することができるか。
- ③ 特則の利用主体は適格消費者団体に限定すべきか。消費者でも利用できるようにすべきか。

3-2 文書提出命令の特則の導入

検討事項①

文書提出命令の特則を導入すべきか。

<関係する主な意見>

- 特則の導入に強く反対する。正当な理由の有無を確認する手続を踏まないまま営業秘密を含む文書の提出を命ずることができる点など、営業秘密の保護について、その方法、内容ともに大きく欠けるものであり、実質的に立証責任を転換するものではないか。
- 積極否認の特則で説明し、文書提出命令の特則で資料を出すのはセットであり、両方とも訴訟で使えるようにする必要があるのではないか。
- 文書が提出されても、「平均的な損害」の額の立証のためにはかなりの専門性が求められるため、専門家以外が見ても立証が困難ではないか。特則を導入したとして本当に機能するのか。

3-2 文書提出命令の特則の導入

【第17回検討会ヒアリング内容】

京都消費者契約ネットワーク 増田朋記 事務局長

訴訟で「平均的な損害」の額に関する数字を主張する以上は、この数字の根拠資料を出してくださいということを当団体が主張していたわけですが、やはり当初出てきたのは立証責任の問題でして、基本的には「平均的な損害」の額を超えると主張している消費者側が立証責任を負担するのだということで、被告側が立証を強いられるようなことは違うという対応でした。

(略)

本来の議論の前に、そもそもどういう資料から判断してどうなっているのか、判断するのかという客観的資料が出てこないという形で、証拠が全然出てこない中で少し空中戦のような形であり、そもそもテーブルにつかない、訴訟の体をなさないような状態が、しかもそれで長期化するような現状がある。

3-2 文書提出命令の特則の導入

検討事項②

どのような営業秘密の保護制度を設ければ文書を開示することができるか。

<関係する主な意見>

- 知的財産基本法では、知的財産権とともに営業秘密を知的財産と定義しており、知的財産権等の侵害訴訟における営業秘密の保護を図るために一般的に設けられている各規律や罰則と比べても、その方法、内容ともに大きく欠けるものとなっている。営業秘密の保護が不十分ではないか。
- 特許等で想定されている典型的な営業秘密と、消費者契約法の中で開示が想定される営業秘密はややレベル感が違うと思われる。全く同じ制度が必要かについては検討すべき。
- 消費者が特則を利用した場合に適用される一般的な秘密保持義務や秘密保持命令を導入することが考えられるのではないか。
- 適格消費者団体に課されている秘密保持義務は、訴訟上の秘密保持義務とは異なるものであり、特則の導入にあたっては見直しが必要ではないか。

3-2 文書提出命令の特則の導入

検討事項③

特則の利用主体は適格消費者団体に限定すべきか。消費者でも利用できるようにすべきか。

<関係する主な意見>

- 個人で訴訟を起こすケースもあるため、適格消費者団体に限定するべきではないのではないか。
- 秘密保護の実効性を確保する観点からすると、特則の利用主体を適格消費者団体に限定することが考えられるのではないかと。
- 利用主体を適格消費者団体に限定すると、特則を利用できる訴訟形態が限定されてしまう。それ以外の場面でも適格消費者団体が消費者の訴訟に援助していくときは特則が利用できるという制度も考えられるのではないかと。

3-2 文書提出命令の特則の導入

提 案

考慮要素の列挙の影響、解約料条項が「平均的な損害」の額を超えていないことを説明する努力義務、積極否認の特則（ただし書の影響を含む）の運用実態を踏まえて、「平均的な損害」の立証負担軽減がなお不十分な場合の将来の検討課題としてはどうか。